

## 明治維新150周年若手研究者育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、平成30年に明治維新150周年の節目の年を迎えるに当たり、明治維新期の薩摩藩（鹿児島）に関する研究を行う県内外の若手研究者の研究経費を助成し、明治維新研究の更なる活性化を図るため、予算の定めるところにより、県内外の若手研究者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、概ね23歳から45歳までの個人とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、研究のために要する経費で別表に掲げるものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の全額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者1人当たり50万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 研究計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

### (決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

### (補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 研究変更計画書（別記第6号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第7号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 研究の進捗状況等についての中間報告 知事が別に定める時期
- (2) 研究の成果に係る論文の提出 知事が別に定める日
- (3) 研究の成果に係る研究成果発表 知事が別に定める日

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究実績書(別記第11号様式)
- (2) 収支精算書(別記第12号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第15号様式によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

別表(第3条関係)

経 費 区 分	内 容
旅費	各種調査、学会等への出席、鹿児島市で開催する研究成果発表会等に要する経費(高速道路利用料を含む。)
消耗品費・図書購入費・通信費等	消耗品(1品の単価が2万円以上のものを除く。)、図書購入費、コピー代、通信費・郵送料、施設入場料等
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費